

# カワサキ会計事務所だより

令和2年2月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおورا3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

国民健康保険税 第9期  
固定資産税 第4期



## 令和2年度 税制改正大綱 その2

自民・公明両党は令和1年12月20日に令和2年度の税制改正大綱を正式に決定しました。  
今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

### (1) NISA制度の見直し・延長

- ・つみたてNISAを令和24年12月31日まで5年延長
- ・一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする  
二階建ての制度に見直した上で、5年延長
- ・ジュニアNISAについては、利用者が少ないことを受け延長せずに令和5年12月末で終了

### (2) 国立大学法人等に対する個人寄付の促進

- ・国立大学法人等への個人寄付について、その寄付収入がイノベーティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できる

### (3) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ・未婚のひとり親に寡婦(夫)を控除を適用
- ・寡婦(夫)控除の見直し
  - 寡婦に寡夫と同等の所得制限(合計所得金額が500万円以下)を設ける
  - 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者を対象外とする
  - その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有する寡夫に係る寡夫控除の控除額を35万円に引き上げる

※令和2年分以降の所得税について適用

### <類似業種平均株価表(R元年11月、12月分)・国税庁が公表>

国税庁は令和2年1月14日付、「令和元年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A(株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。URLは？

<http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/2001/list.htm>

昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月1日から3月15日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります(基礎控除額110万円を超える場合)。

従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。

非上場株式の評価方法は、詳細に記載することはできませんが、同業種の上記株価Aを参考に、配当、利益、簿価純資産の3要素を考慮して計算することになっています。又、非上場会社の会社規模も関係してきます。

企業等の経営者で、自社株式の株価を知りたい場合は、当事務所へご依頼ください。